

第 59 号 議 案

平成 30 年 1 月 31 日  
任用給与課・試験課

警視庁職員任用規程の一部改正について

標記の件について、警視総監から申請があったので、下記のとおり一部改正を承認する。

記

- 1 改正事項  
係長職警部補への昇任選考実施基準の改正
- 2 改正内容  
改正概要及び新旧対照表のとおり
- 3 施行期日  
平成 30 年 4 月 1 日

## 警視庁職員任用規程の改正概要

### [改正事項] 係長職警部補の昇任選考に係る改正

#### 【内容】

- 筆記・論文・面接による選考を勤務経歴、成績をより重視する選考へ変更する。
- 種別Ⅱについては、Ⅰに統合する。

#### 【理由】

- 警部補は事件性の有無を現場で判断するなど業務執行の中核となる階級であり、その中でも係長職は同一階級である副主査職警部補を含む係全体を取りまとめるポストを担っている。
- 近年、ストーカーやDV、特殊詐欺等の警察事象が複雑高度化するとともに、組織の若返りが進んでおり、係長職には法的知識の向上や実務経験、リーダーシップがこれまで以上に求められている。
- こうした状況の下、同一階級内のリーダーとしてより相応しい層を選抜する仕組みを目指して選考方法を改正する。

#### 【ポイント】

- 実務経験・リーダーシップをよりの確に判定するため、複数年の勤務成績を重視する方向にシフトする。
- 法的知識の重要度の高まりから、これまで課してこなかったベテラン層にも、筆記（択一）を必須とする。
- 同一階級内における昇級選考という位置付けであることから、階級昇任試験との重複等を考慮し論文・面接を廃止する。

# 階級・職級の昇任試験等の実施方法

参 考

階 級		職 級	
	昇任試験等の実施方法		昇級選考の実施方法
警 部	(一次) 筆記(択一) (二次) 筆記(論文) (三次) 人物考査	6 級	書 面 選 考
		係長職警部 5 級	(一次) 筆記(択一) (二次) 書面選考 に変更
警 部 補	(一次) 筆記(択一) (二次) 筆記(論文) (三次) 人物考査	係長職警部補 4 級	(一次) 筆記(択一) (二次) 筆記(論文) (三次) 人物考査
		副主査職警部補 3 級	書 面 選 考
巡 査 部 長	(一次) 筆記(択一) (二次) 筆記(論文) (三次) 術科考査 人物考査	副主査職巡査部長 2 級	階級昇任と連動
巡 査 長	(一次) 筆記(択一) (二次) 筆記(論文) (三次) 術科考査 人物考査	1 級	書 面 選 考 (階級昇任と連動)
巡 査	書 面 選 考		

変更案

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第1条から第43条まで（現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u> <u>この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1から別表第14まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条から第43条まで（略）</p> <p>別表第1から別表第14まで（略）</p>

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案

現行

別表第15（第21条、第30条関係）

係長職昇任選考実施基準			
種別 条件	一 部		専 門
	選考資格	警部補として4年以上の勤務実績を有する者	交通、警備、公安、刑事、生活安全、組織犯罪対策のいずれかの部の捜査又は情報担当の警部補及びこれに相当する警察署の警部補として現に捜査等に従事中の者で、これらの職務に警部補として4年以上、かつ、各階級を通じて7年以上の勤務実績を有する者
選考方法	警察法規及び警察実務についての択一式筆記考査		次の3科目についての筆記考査 1 警察管理 2 刑法及び刑事訴訟法 3 交通警察、警備公安警察及び刑事生活安全組織犯罪対策警察のうち1科目選択
合格基準	筆記考査、勤務経歴及び平素の勤務成績を総合的に勘案して合格者を決定する。		
種別 条件	事務・一般技術・医療技術系		技能系・業務系
	一 部	二 部	
選考資格	別表第5の2級職として5年以上の勤務実績を有する者	別表第5の2級職として7年以上の勤務実績を有し、かつ、年齢が50歳以上の者	別表第20の2級職として4年以上の勤務実績を有し、かつ、年齢が58歳未満の者
選考方法	1 論文考査 2 警察法規、警察実務及び常識についての短答式考査 3 個人面接による人物考査	1 論文考査 2 個人面接による人物考査	1 論文考査 2 個人面接による人物考査
	1 論文考査 2 個人面接による人物考査		
合格基準	筆記考査、面接試問、勤務経歴及び平素の勤務成績を総合的に勘案して合格者を決定する。		
備考	技能系・業務系は、自動車運転、自動車整備、機械管理、海技及び技能Iの職種に適用する。		

別表第16から別表第24まで（現行のとおり）

別記様式第1から別記様式第7まで（現行のとおり）

別表第15（第21条、第30条関係）

係長職昇任選考実施基準			
種別 条件	I		II
	一 部	専 門	
選考資格	警部補として4年以上の勤務実績を有する者	交通、警備、公安、刑事、生活安全、組織犯罪対策のいずれかの部の捜査又は情報担当の警部補及びこれに相当する警察署の警部補として現に捜査等に従事中の者で、これらの職務に警部補として4年以上、かつ、各階級を通じて7年以上の勤務実績を有する者	警部補として7年以上の勤務実績を有し、かつ、年齢が45歳以上の者
勤務成績			平素の勤務成績が優秀な者で、係長職に必要な能力を有すると認められる者
選考方法	1 警察法規及び警察実務についての択一式筆記考査 2 論文考査 3 個人面接による人物考査	1 次の3科目についての筆記考査 (1) 警察管理 (2) 刑法及び刑事訴訟法 (3) 交通警察、警備公安警察及び刑事生活安全組織犯罪対策警察のうち1科目選択 2 論文考査 3 個人面接による人物考査	1 論文考査 2 個人面接による人物考査
種別 条件	事務・一般技術・医療技術系		技能系・業務系
	一 部	二 部	
選考資格	別表第5の2級職として5年以上の勤務実績を有する者	別表第5の2級職として7年以上の勤務実績を有し、かつ、年齢が50歳以上の者	別表第20の2級職として4年以上の勤務実績を有し、かつ、年齢が58歳未満の者
選考方法	1 論文考査 2 警察法規、警察実務及び常識についての短答式考査 3 個人面接による人物考査	1 論文考査 2 個人面接による人物考査	1 論文考査 2 個人面接による人物考査
	1 論文考査 2 個人面接による人物考査		
合格基準	筆記考査、面接試問、勤務経歴及び平素の勤務成績を総合的に勘案して合格者を決定する。		
備考	技能系・業務系は、自動車運転、自動車整備、機械管理、海技及び技能Iの職種に適用する。		

別表第16から別表第24まで（略）

別記様式第1から別記様式第7まで（略）

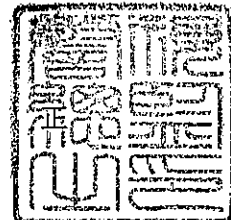


監. 警. 人 1. 企 第 3 5 5 号

平成 3 0 年 1 月 2 6 日

東京都人事委員会 殿

警視総監 吉 田 尚



警視庁職員任用規程の一部改正について（申請）

みだしのことについては、下記のとおり申請します。

記

1 改正の理由

係長職警部補に求められる能力をより適切に評価するため選考方法を改正するなど、規定整備が必要なため

2 改正の概要

警察官係長職昇任選考実施基準を改正する。

- (1) 選考方法について論文考査と個人面接による人物考査の廃止
- (2) 種別Ⅱの廃止

3 改正の内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

